

奈良県訓令第十三号

各部課室

各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第四号中「及びセンター」を「センター及び事務所」に改める。

第六条第一項中「二名」を「三名」に改め、同条第二項中「総務厚生センター所長の職にある者及び人事課長の職にある者」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 総務厚生センター所長の職にある者
 - 二 人事課長の職にある者
 - 三 行政・人材マネジメント課長の職にある者
- 第六条第三項を次のように改める。

3 総括安全衛生管理者に事故があり、又は総括安全衛生管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき副総括安全衛生管理者の順序は、前項各号の順序とする。
第六条第四項を削る。